令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【こども性暴力防止法について】

令和8年12月25日施行前の準備

令和8年11月

明石市福祉局生活支援室障害福祉課

（1ページ目）
ただいまより、令和8年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【こども性暴力防止法について】令和8年12月25日までに準備が必要な内容を　ご説明します。

目次

こども家庭庁ホームページ

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）　https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

1．こども性暴力防止法について（概要）※令和8年3月18日に掲載資料を更新　**P. 3 ～ 13**

○ こども性暴力防止法とは？　○【参考】こども性暴力防止法の概要
○ 対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について
○「性暴力」とは？　○「不適切な行為」とは？　○ 犯罪事実確認について
○ 犯罪事実確認の手続・対象従事者・期限について　○ 採用に当たっての留意点について

2．義務事業者用準備ガイド（Ver.1.2）　**P. 14 ～ 28**

○ 義務対象事業者が対応すべきこと　○ 制度についての従事者等への周知
○ 犯罪事実確認・防止措置関係（就業規則等の見直し、採用募集要項の見直し 等）
○ 安全確保措置の実施のための体制整備（報告・対応ルール策定、相談体制の整備、研修の実施 等）
○ 情報管理措置（情報管理規程の作成 等）

3．人員、設備及び運営に関する基準　**P. 29**

2

（2ページ目）
今回説明する内容は、目次のとおりです。
こども家庭庁のホームページにある資料を抜粋して、まず、1で、概要の説明を行います。
次に、2で、義務事業者が令和8年12月25日の法施行前までに、準備することを説明します。
最後に、3で、指定通所支援に係る運営基準をご紹介します。
ここでは、国の資料を抜粋して説明いたしますので、上記に掲載しているこども家庭庁のホームページの1、2の資料をダウンロードして、直接ご確認いただく形ですすめていただいても構いません。

1．こども性暴力防止法について（概要） ※令和8年3月18日に掲載資料を更新



こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

3

（3ページ目）
1　こども性暴力防止法について（概要）を説明します。
資料は、こども家庭庁のホームページで、令和8年3月18日に掲載資料を更新　となっているものです。

こども家庭庁

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、

こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、

2024年6月**「こども性暴力防止法」**が成立しました。

この法律で定められている取組は、

2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。
※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

4

4

（4ページ目）
こども性暴力防止法とは？
教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
令和6年6月「こども性暴力防止法」が成立しました。
この法律で定められている取組は、令和8年12月25日に施行されます。



5

（5ページ目）
こども性暴力防止法の概要です。
制度の趣旨として、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けます。

対象事業者の学校設置者等に、指定障害児通所支援事業が含まれます。

対象事業者等に求められる措置等は、安全確保措置及び情報管理措置です。
安全確保措置について、初犯防止対策としての　①日頃から講ずべき措置として、
服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発、
性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等、
児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）、
研修

があります。

②被害が疑われる場合の対応として、
調査、被害児童等の保護・支援
があります。

再犯防止対策としての　③特定性犯罪前科の有無の確認として、
児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要です。
確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認の必要があります。

防止措置としての④児童対象性暴力等の防止のための措置として、
従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、
児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

また、情報管理措置について、特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置として、
犯罪事実確認記録等の適正な管理、
犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止、
犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告、
犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去、
情報の秘密保持義務
があります。

こども家庭庁

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

12

6

（6ページ目）
対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について
日頃から取り組むこと　として
「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決めること
異変に気づくことができるような仕組みを整えること
相談しやすい仕組みを整えること
性暴力を防ぐための研修を受けること

性暴力が起こった場合に取り組むこと　として
こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように調査（聴き取りなど）を行うこと
こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように保護・支援を行うこと

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと　として
過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）を行うこと

性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、
性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就かせないこと
（防止措置をとること）

こども家庭庁

「性暴力」とは？

性暴力とは

- こども性暴力防止法では、従事者によるこどもへの**「性暴力」**の防止に努め、仮に**「性暴力」**が行われた場合にはこどもを適切に保護することが、すべての教育・保育等の提供事業者（認定を受けていない事業者を含む。）の責務とされています。
- 義務対象の事業者と認定を受けた事業者においては、従事者による**「性暴力」**を未然に防止すること、**「性暴力」**が行われた場合に早期に発見すること、**「性暴力」**が疑われる場合にはその事実を確認し、こどもの保護・支援や再発防止を行うなどの取組が求められます。
- **「性暴力」**には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- **「性暴力」の例**　※ 性暴力に当たる行為の内容は、教員性暴力等防止法の対象となる性暴力と同様です。
  - ○ 不同意性交　○ 性的部位への接触　○ わいせつな言動
  - ○ 児童買春　○ 児童ポルノ撮影・所持　○ のぞき、盗撮

  など

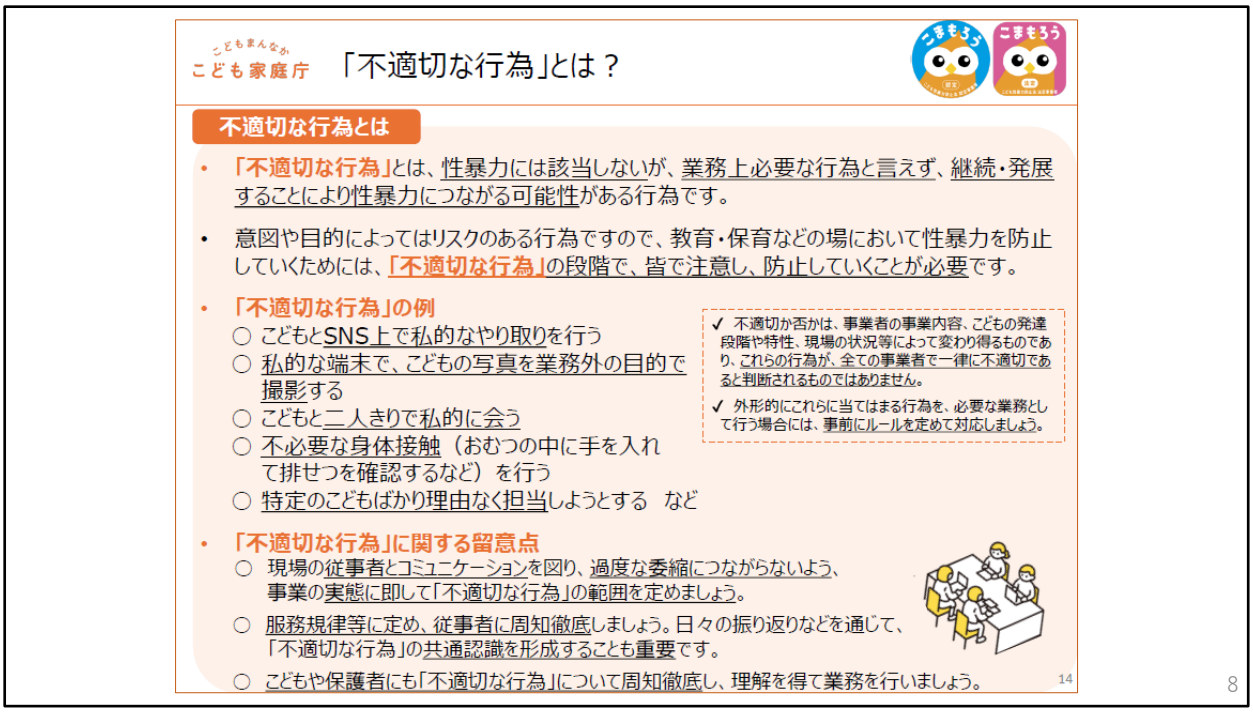


- **「性暴力」**の範囲については、服務規律等に定め、従事者やこども、保護者に周知しましょう。

13

7

（7ページ目）
従事者による「性暴力」を未然に防止すること、
「性暴力」が行われた場合に早期に発見すること、
「性暴力」が疑われる場合にはその事実を確認し、こどもの保護・支援や再発防止を行うなどの取組が求められます。
「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、
「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
「性暴力」の範囲については、服務規律等に定め、
従事者やこども、保護者に周知しましょう。



（8ページ目）
「不適切な行為」とは、性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、
継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。
意図や目的によってはリスクのある行為ですので、
教育・保育などの場において性暴力を防止していくためには、
「不適切な行為」の段階で、皆で注意し、防止していくことが必要です。
「不適切な行為」に関する留意点として、現場の従事者とコミュニケーションを図り、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めましょう。
服務規律等に定め、従事者に周知徹底しましょう。
日々の振り返りなどを通じて、「不適切な行為」の共通認識を形成することも重要です。
こどもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行いましょう。

こども家庭庁

犯罪事実確認について

犯罪事実確認とは

- **事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要**となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、**「特定性犯罪」**と呼ばれる罪を犯し、
  1）拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
  2）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
  3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの
  が確認の対象となります。



- **「特定性犯罪」の例** ※ 成人に対する性犯罪を含む。

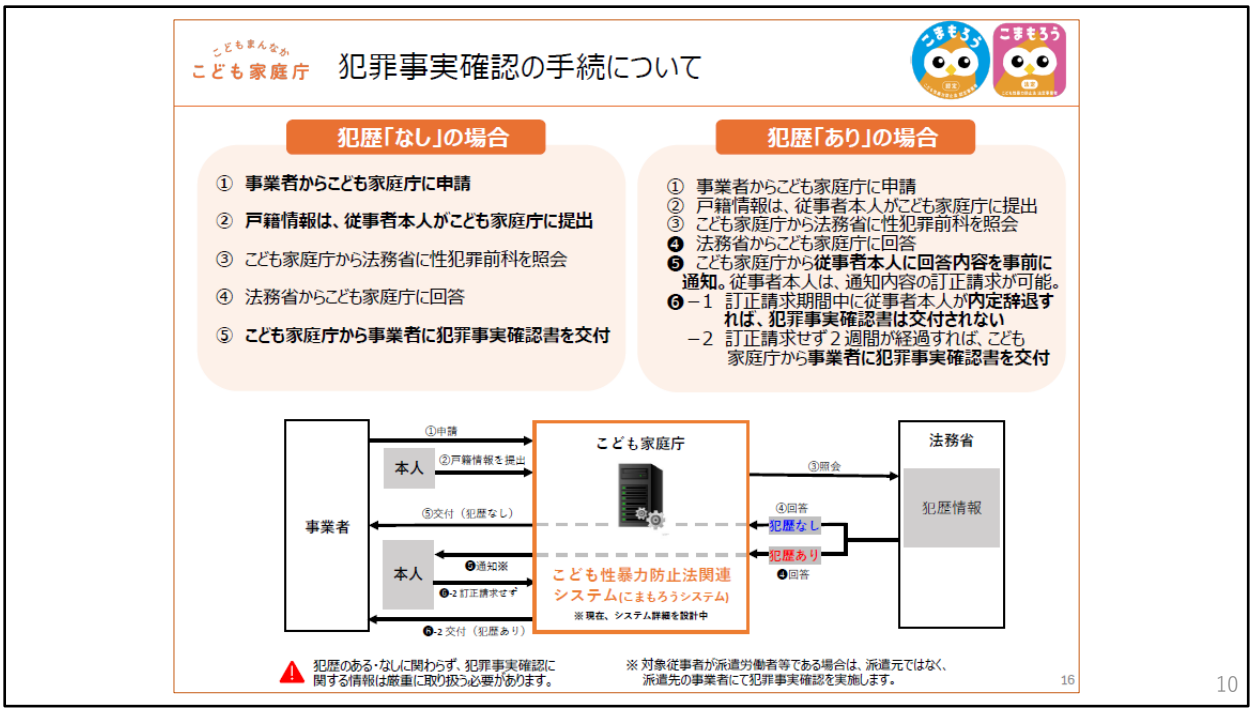
不同意性交 / 不同意わいせつ / 盗撮 / 未成年淫行 / 児童買春 / 児童ポルノ所持 / 痴漢

など

15

9

（9ページ目）
事業者は、こどもと接する業務の従事者について、
雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。
性犯罪歴には、成人に対する性犯罪を含みます。
「特定性犯罪」の例は、表示のとおりです。



10

（10ページ目）
犯罪事実確認には、こまもろうシステムを利用します。
事業者がこども家庭庁に申請し、
従事者本人がこども家庭庁に戸籍情報を提出します。
最終、こども家庭庁から、犯罪事実確認書の交付があります。
犯罪「なし」と犯罪「あり」の場合で、流れが異なりますので、ご確認ください。



（11ページ目）
対象従事者は、こどもと常に接する職種は一律対象となります。
事務職員、運転手など、業務内容によって、こどもに継続的に接する可能性がある職種も対象とすることができます。
また、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

こどもまんなか
こども家庭庁　犯罪事実確認の期限について

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞
- 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと１対１にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者　：**法施行から３年以内**

③ 認定事業の現職者　：**認定から１年以内**

④ 一度確認を受けた者：**５年ごとに再確認**が必要

犯罪事実確認にかかる時間

○ 日本国籍の場合：**２週間～１か月程度**

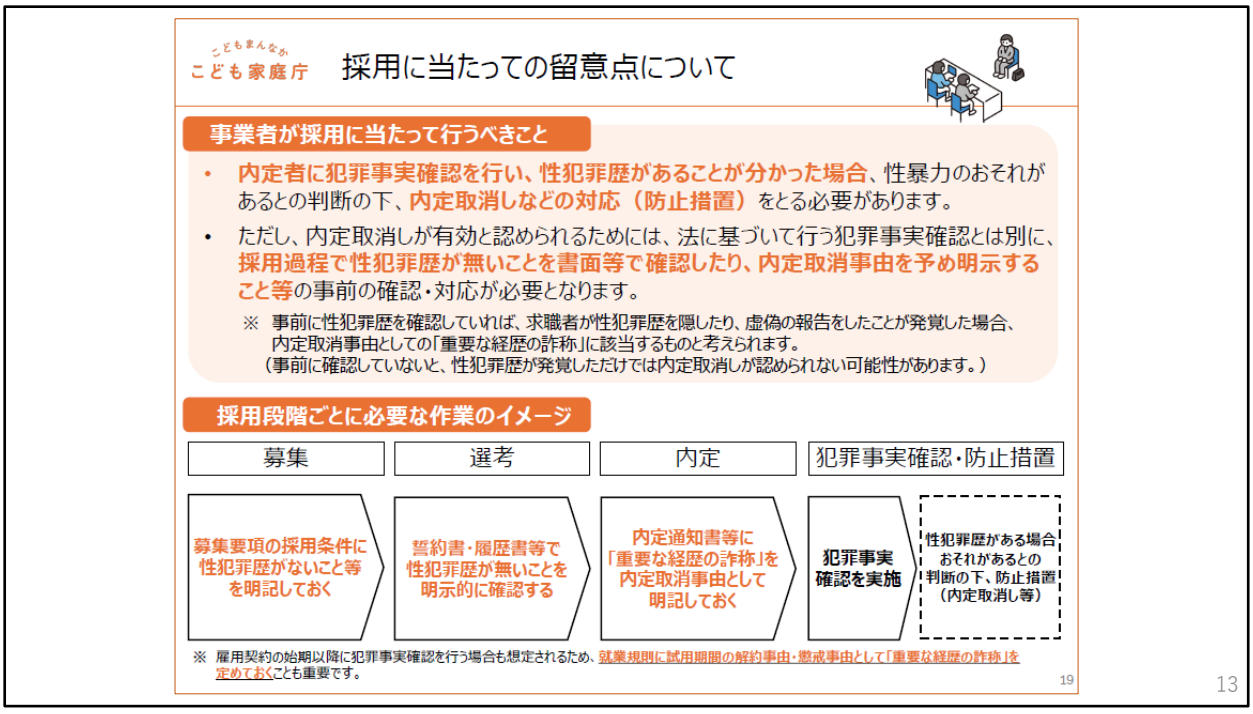
○ 外国籍の場合　：**１か月～２か月程度**



18

12

（12ページ目）
犯罪事実確認の期限は、①新規採用・配置転換については、内定・内示等から従事開始までです。
②義務事業の現職者については、法施行から3年以内
④一度確認を受けた場合も、5年ごとに再確認が必要となります。



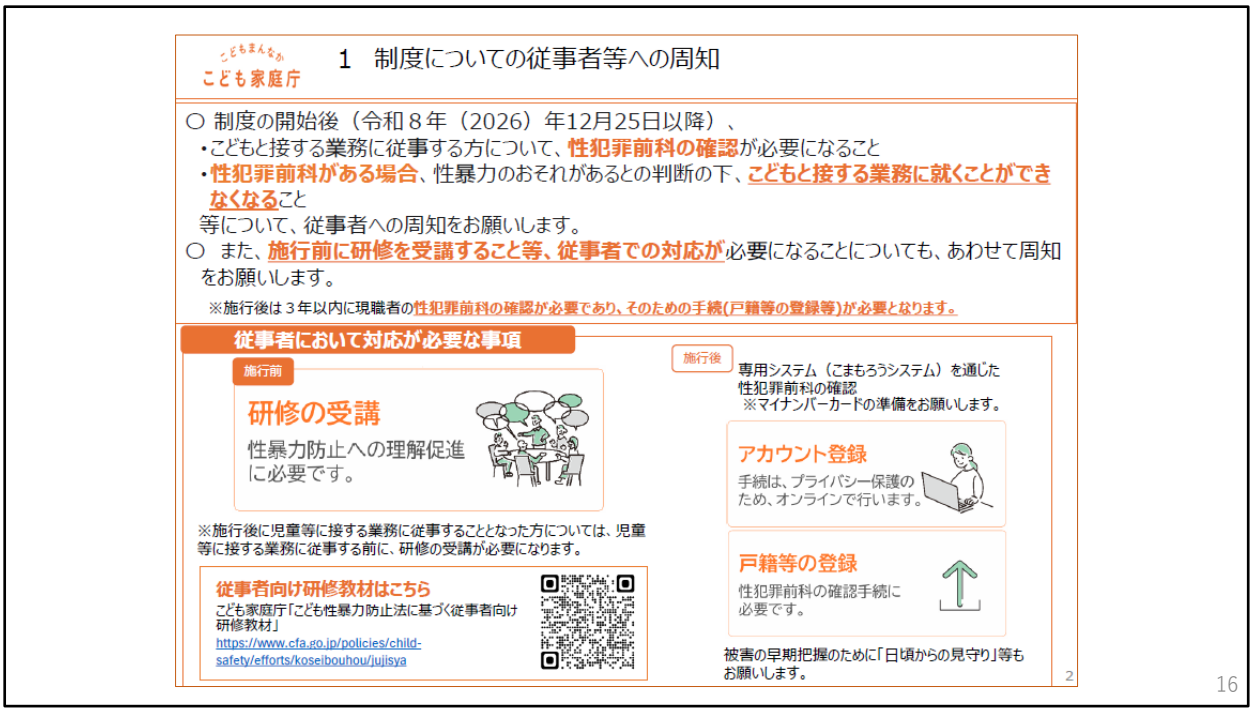
（13ページ目）
事業者が採用に当たって行うべきことは、
内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、
性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となります。
※事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
（事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。）



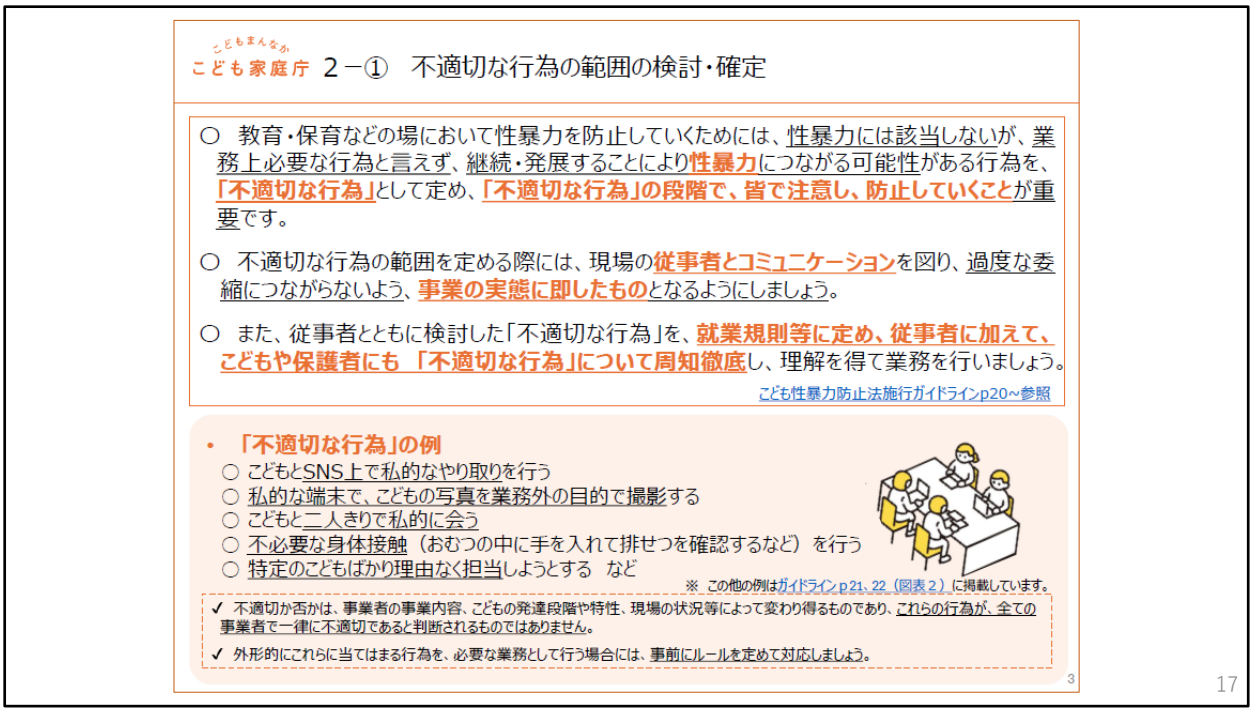
（14ページ目）
2. 義務事業者用準備ガイド（Ver. 1. 2）を用いて、こども性暴力防止法施行（12月25日）に向けた準備について、説明します。
こども家庭庁ホームページで、最新のものを確認してください。
また、リンク先のこども家庭庁のホームページには、全国説明会動画、準備ガイドの「参考資料」、これから、ご紹介する「従業者向け研修教材」、「各種ひな型」、「参考例」等もまとめて掲載されていますので、ご確認ください。



（15ページ目）
こども性暴力防止法の施行に向けて、義務対象事業者が対応すべきことは、
1　制度についての従事者等への周知
2　犯罪事実確認・防止措置関係
3　安全確保措置の実施のための体制整備
4　情報管理措置
となります。
次ページ以降に、説明があります。



（16ページ目）
1　制度についての従事者等への周知
ひとつめのまる
制度の開始後（令和8年12月25日以降）、
こどもと接する業務に従事する方について、性犯罪前科の確認が必要になること
性犯罪前科がある場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもと接する業務に就くことができなくなること
等について、従事者への周知をお願いします。
ふたつめのまる
施行前に研修を受講すること等、従事者での対応が必要になることについても、あわせて周知をお願いします。



（17ページ目）
２－①不適切な行為の範囲の検討・確定
ひとつめのまる
性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為を、「不適切な行為」として定め、「不適切な行為」の段階で、皆で注意し、防止していくことが重要です。
みっつめのまる
従事者とともに検討した「不適切な行為」を、就業規則等に定め、従事者に加えて、こどもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行いましょう。

こども家庭庁 2－② 対象業務従事者の範囲の検討・確定

○ 対象事業者は、**従事者の犯罪事実確認**を行うに当たって、**確認の対象となる従事者の範囲を決定**することが必要です。

○ 教員、保育士などは、その業務の性質が３要件を全て満たし、**必ず対象**になります。

○ 事務職員、送迎バスの運転手などは、個々の職員の業務実態に応じ、**支配性・継続性・閉鎖性の**３要件を満たす場合には対象となります。こうした職種については、それぞれの職種のこどもへの関わり方等の実態を踏まえ、**対象となる従事者の範囲を決定**してください。

※ 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、**短期間の労働者なども対象**になります。

（施設ごとの対象職種の整理や留意点については、こども性暴力防止法施行ガイドラインp39～参照）

具体例

<職種全体が対象となるもの>

教諭・講師　保育士　スポーツ指導者　など

<職種の一部が対象になり得るもの>

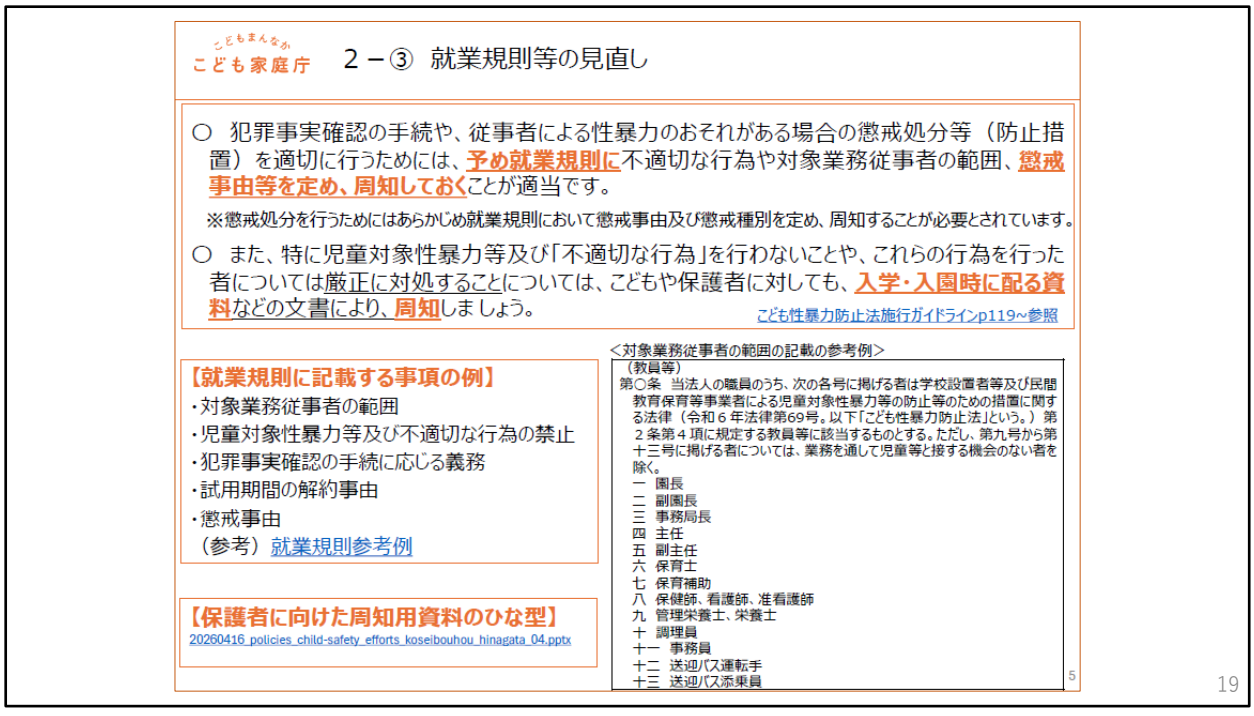
事務職員　バスの運転手　警備員　など

３要件	考え方
支配性	・業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合は、支配性があるものとして判断 ・業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合は、原則として、支配性があるものとして判断
継続性	・日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務は継続性があるものとして判断
閉鎖性	・他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）は、閉鎖性があるものとして判断 ※ SNS やコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む

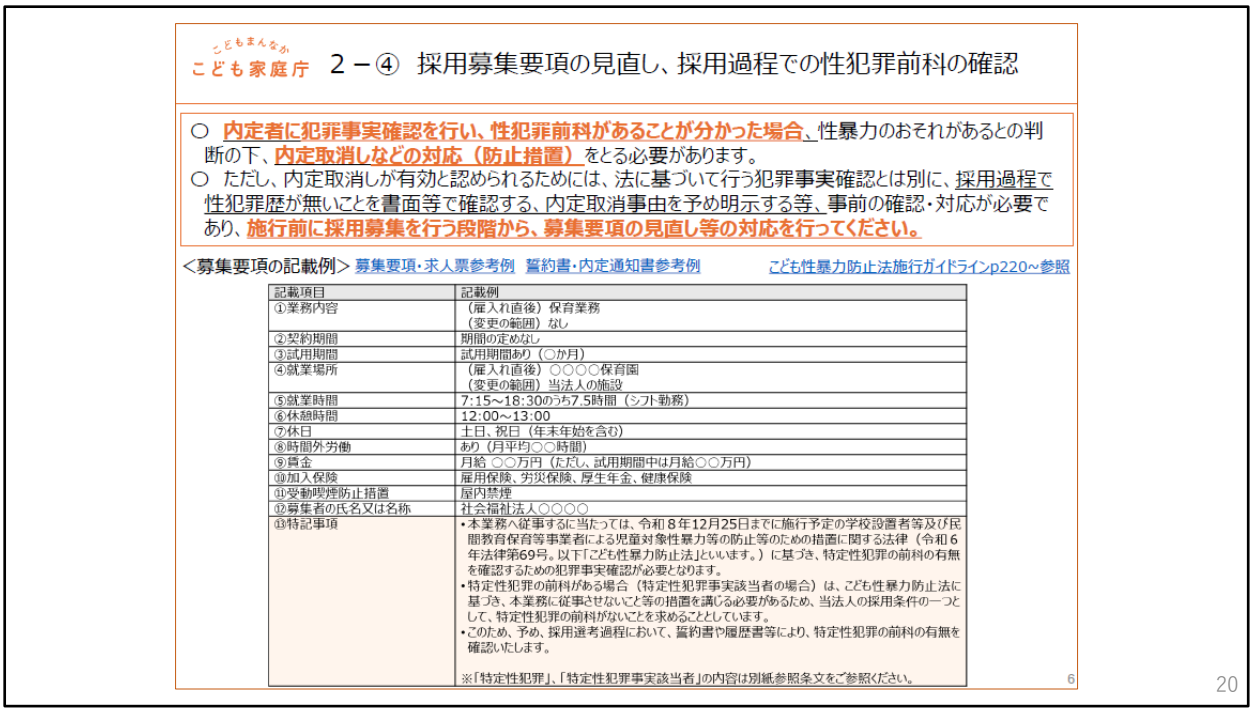
4

18

（18ページ目）
２－②対象業務従事者の範囲の検討・確定
ひとつめのまる
対象事業者は、従事者の犯罪事実確認を行うに当たって、確認の対象となる従事者の範囲を決定することが必要です。
ふたつめのまる
教員、保育士などは、その業務の性質が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たし、必ず対象になります。
みっつめのまる
事務職員、運転手などは、個々の職員の業務実態に応じ、支配性・継続性・閉鎖性の3要件を満たす場合には対象となります。それぞれの職種のこどもへの関わり方等の実態を踏まえ、対象となる従事者の範囲を決定してください。



（19ページ目）
２－③就業規則等の見直し
ひとつめのまる
犯罪事実確認の手続や、従事者による性暴力のおそれがある場合の懲戒処分等（防止措置）を適切に行うためには、予め就業規則に不適切な行為や対象業務従事者の範囲、懲戒事由等を定め、周知しておくことが適当です。
ふたつめのまる
特に児童対象性暴力等及び「不適切な行為」を行わないことや、これらの行為を行った者については厳正に対処することについては、こどもや保護者に対しても、周知しましょう。
就業規則の参考例もありますので、ご確認ください。



こども家庭庁　2－④　採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の確認

○ **内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪前科があることが分かった場合**、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**内定取消しなどの対応（防止措置）**をとる必要があります。
○ ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認する、内定取消事由を予め明示する等、事前の確認・対応が必要であり、**施行前に採用募集を行う段階から、募集要項の見直し等の対応を行ってください。**

<募集要項の記載例> 募集要項・求人票参考例　誓約書・内定通知書参考例　こども性暴力防止法施行ガイドラインp220～参照

記載項目	記載例
①業務内容	（雇入れ直後）保育業務 （変更の範囲）なし
②契約期間	期間の定めなし
③試用期間	試用期間あり（○か月）
④就業場所	（雇入れ直後）○○○○保育園 （変更の範囲）当法人の施設
⑤就業時間	7:15～18:30のうち7.5時間（シフト勤務）
⑥休憩時間	12:00～13:00
⑦休日	土日、祝日（年末年始を含む）
⑧時間外労働	あり（月平均○○時間）
⑨賃金	月給 ○○万円（ただし、試用期間中は月給○○万円）
⑩加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
⑪受動喫煙防止措置	屋内禁煙
⑫募集者の氏名又は名称	社会福祉法人○○○○
⑬特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6

20

（20ページ目）
２－④採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の確認
ひとつめのまる
内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪前科があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
ふたつめのまる
内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認する、内定取消事由を予め明示する等、事前の確認・対応が必要であり、施行前に採用募集を行う段階から、募集要項の見直し等の対応を行ってください。



（21ページ目）
3－①性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
ひとつめのまる
こども性暴力防止法では、事業者に対し、性暴力の疑いなどが生じた場合の、報告方法、報告先、報告内容といった「報告ルール」や、報告を受けた後の対応者、対応事項、対応手順などの「対応ルール」を定め、従事者やこども、保護者に周知することが義務付けられています。
報告・対応ルールのひな型もありますので、ご確認ください。

こども家庭庁

3－② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

○ 被害にあったこどもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、**複数の相談ルートを設定**することが重要です。

○ こども性暴力防止法では、こどもが性暴力に関して相談を行うことができるよう、次の①及び②を実施することが事業者に義務付けられています。

① 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
② 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知

○ 相談窓口を設置・周知する際には、**こどもの発達段階や特性を踏まえ、相談しやすくなる工夫をすることがポイント**です。こどもが複数の相談先から選択できるようにしましょう。

（例）
- 性別に配慮して複数の相談員を置く
- 一対一が良い、複数の先生で聞くのが良いなど、相談を受ける体制を、こどもの意向を可能な限り踏まえたものとする



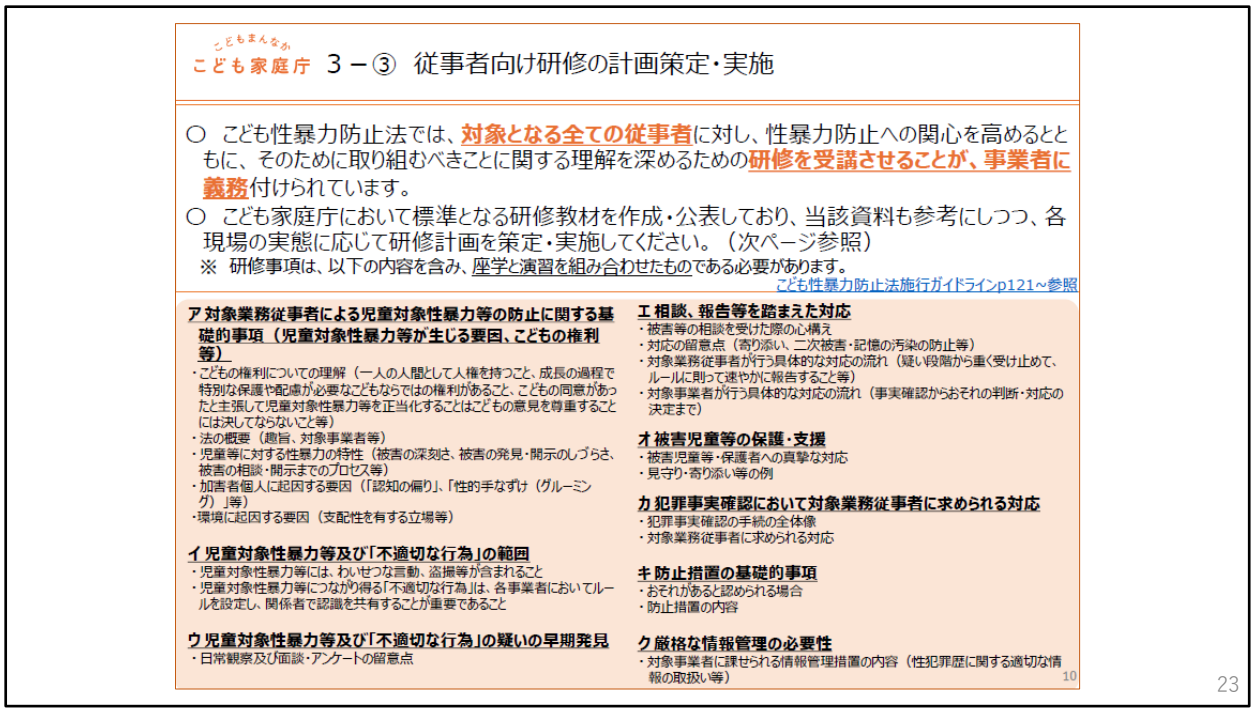
こども性暴力防止法施行ガイドラインp136~参照

相談窓口の周知広報資料として活用できる様式はこちら
こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（横断指針）」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshisi

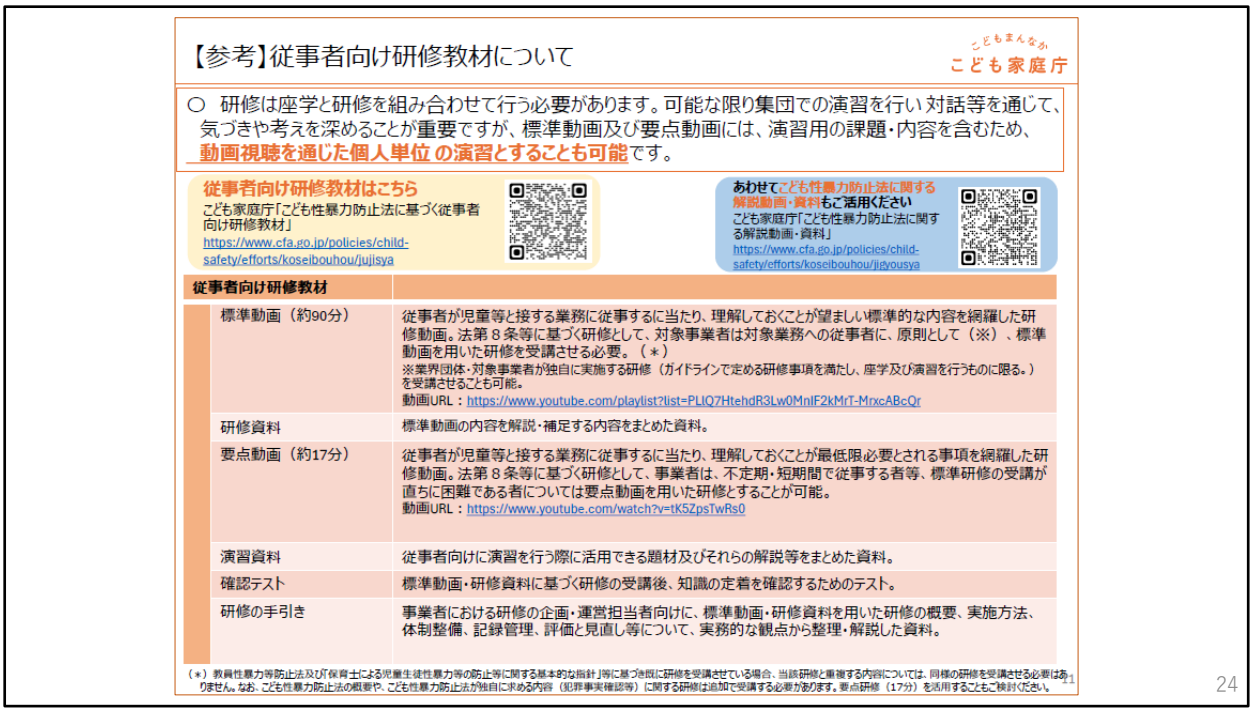
8

22

（22ページ目）
３－②相談体制整備（相談窓口設置・周知等）
ひとつめのまる
被害にあったこどもやその保護者などが、できるだけ早く相談できるよう、複数の相談ルートを設定することが重要です。
ふたつめのまる
事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知



（23ページ目）
3－③従事者向け研修の計画策定・実施
ひとつめのまる
こども性暴力防止法では、対象となる全ての従事者に対し、性暴力防止への関心を高めるとともに、そのために取り組むべきことに関する理解を深めるための研修を受講させることが、事業者に義務付けられています。



【参考】従事者向け研修教材について

こども家庭庁

○ 研修は座学と研修を組み合わせて行う必要があります。可能な限り集団での演習を行い 対話等を通じて、気づきや考えを深めることが重要ですが、標準動画及び要点動画には、演習用の課題・内容を含むため、**動画視聴を通じた個人単位 の演習とすることも可能**です。

従事者向け研修教材はこちら
こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya

あわせてこども性暴力防止法に関する解説動画・資料もご活用ください
こども家庭庁「こども性暴力防止法に関する解説動画・資料」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

従事者向け研修教材	
標準動画（約90分）	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが望ましい標準的な内容を網羅した研修動画。法第８条等に基づく研修として、対象事業者は対象業務への従事者に、原則として（※）、標準動画を用いた研修を受講させる必要。（＊） ※業界団体・対象事業者が独自に実施する研修（ガイドラインで定める研修事項を満たし、座学及び演習を行うものに限る。）を受講させることも可能。 動画URL：https://www.youtube.com/playlist?list=PLIQ7HtehdR3Lw0MnIF2kMrT-MrxcABcQr
研修資料	標準動画の内容を解説・補足する内容をまとめた資料。
要点動画（約17分）	従事者が児童等と接する業務に従事するに当たり、理解しておくことが最低限必要とされる事項を網羅した研修動画。法第８条等に基づく研修として、事業者は、不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については要点動画を用いた研修とすることが可能。 動画URL：https://www.youtube.com/watch?v=tK5ZpsTwRs0
演習資料	従事者向けに演習を行う際に活用できる題材及びそれらの解説等をまとめた資料。
確認テスト	標準動画・研修資料に基づく研修の受講後、知識の定着を確認するためのテスト。
研修の手引き	事業者における研修の企画・運営担当者向けに、標準動画・研修資料を用いた研修の概要、実施方法、体制整備、記録管理、評価と見直し等について、実務的な観点から整理・解説した資料。

（＊）教員性暴力等防止法及び保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」等に基づき既に研修を受講させている場合、当該研修と重複する内容については、同様の研修を受講させる必要はありません。なお、こども性暴力防止法の概要や、こども性暴力防止法が独自に求める内容（犯罪事実確認等）に関する研修は追加で受講する必要があります。要点研修（17分）を活用することもご検討ください。

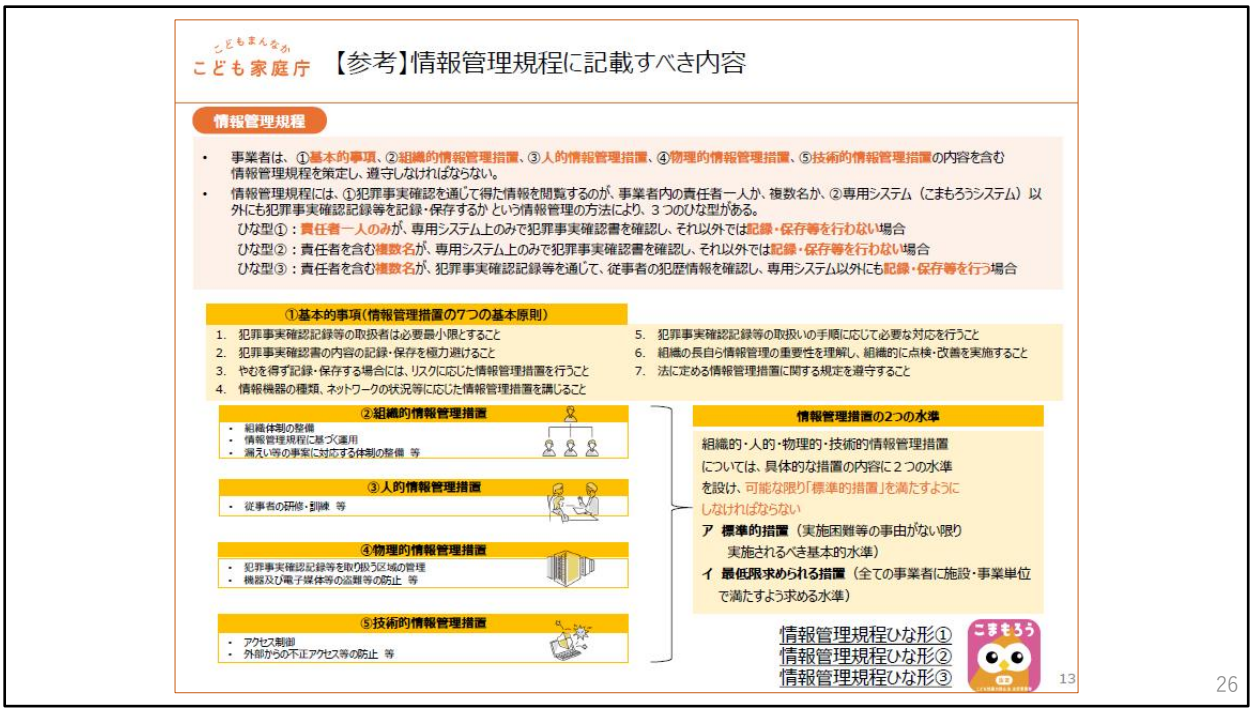
71

24

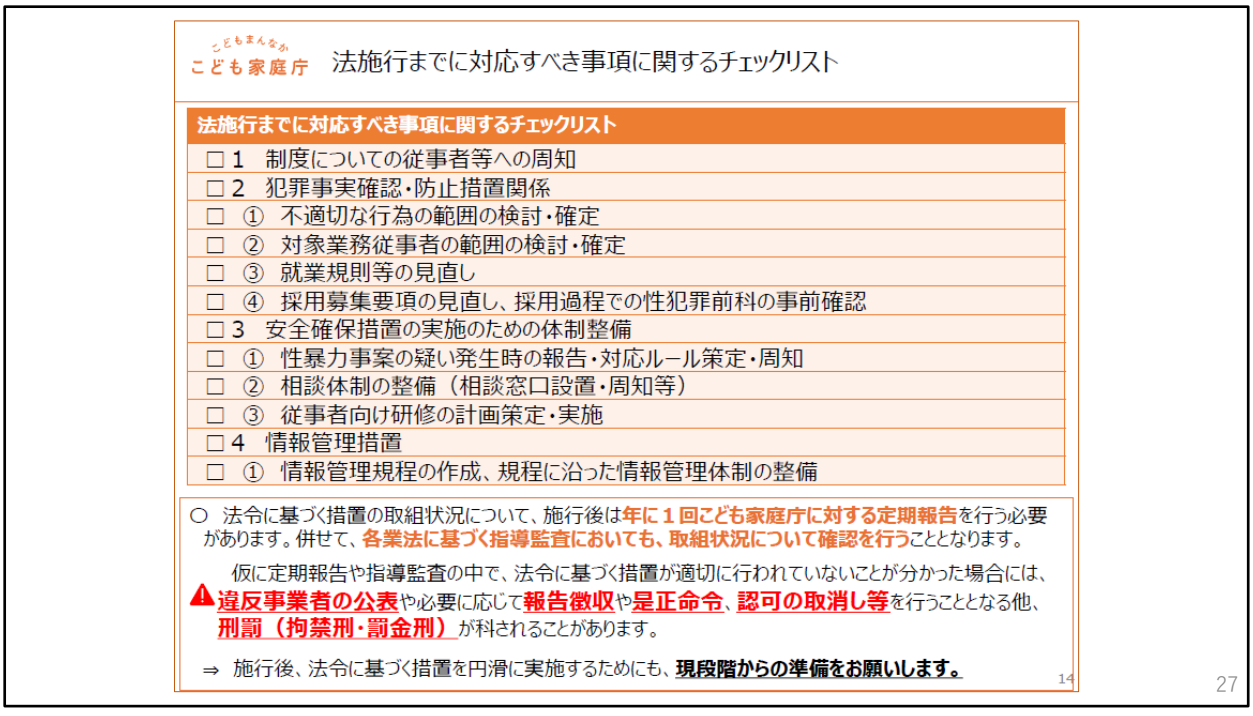
（24ページ目）
こども家庭庁において標準となる研修教材を作成・公表しており、当該資料も参考にしつつ、各現場の実態に応じて研修計画を策定・実施してください。



（25ページ目）
4　情報管理規程の作成・規程に沿った情報管理体制の整備
事業者は、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）を実施する必要があります。
日ごろから取り組むこと、情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと　等について、
情報管理規程として定め、必要な体制を整備してください。
犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、
法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。
ので、ご注意ください。



（26ページ目）
情報管理規程に記載すべき内容については、スライドのとおりです。
情報管理規程のひな形がありますので、ご確認ください。



こども家庭庁　法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト

法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト
□1　制度についての従事者等への周知
□2　犯罪事実確認・防止措置関係
□　①　不適切な行為の範囲の検討・確定
□　②　対象業務従事者の範囲の検討・確定
□　③　就業規則等の見直し
□　④　採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認
□3　安全確保措置の実施のための体制整備
□　①　性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
□　②　相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）
□　③　従事者向け研修の計画策定・実施
□4　情報管理措置
□　①　情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

○　法令に基づく措置の取組状況について、施行後は**年に１回こども家庭庁に対する定期報告**を行う必要があります。併せて、**各業法に基づく指導監査においても、取組状況について確認を行う**こととなります。

仮に定期報告や指導監査の中で、法令に基づく措置が適切に行われていないことが分かった場合には、
⚠**違反事業者の公表**や必要に応じて**報告徴収**や**是正命令**、**認可の取消し等**を行うこととなる他、**刑罰（拘禁刑・罰金刑）**が科されることがあります。

⇒　施行後、法令に基づく措置を円滑に実施するためにも、**現段階からの準備をお願いします。**

14

27

（27ページ目）
これまでの内容をまとめた
法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト　です。
法令に基づく措置の取組状況について、施行後は年に1回こども家庭庁に対する定期報告を行う必要があります。併せて、各業法に基づく指導監査においても、取組状況について確認を行うこととなります。
実施されていない場合、違反事業者の公表や必要に応じて報告徴収や是正命令、認可の取消し等を行うこととなる他、刑罰（拘禁刑・罰金刑）が科されることがあります。



こども家庭庁　「法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト」の各項目についての基本的な考え方

チェック項目	基本的な考え方
□1　制度についての従事者等への周知	・施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。 法律で求められる各義務へ適切に対応いただくためには、施行前に制度について従業者等へ周知いただくことが必要です。
□2　犯罪事実確認・防止措置関係	－
□　①　不適切な行為の範囲の検討・確定	・施行時点で実施済みでない場合、施行後支障が生じることが想定されます。 従事者による性暴力が行われるおそれがあるときには、防止措置をとる義務がありますが、不適切な行為の範囲が明確でない場合、防止措置を行うべきかの判断が困難になることから、施行前にその範囲を検討・確定しておくことが望ましいです。
□　②　対象業務従事者の範囲の検討・確定	・施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。 新規の従事者に対する犯罪事実確認など、施行直後から法に基づく措置を講じなければならない場合があり、対象となる従事者の範囲が確定していないと、全ての対象者に必要な措置を講じたか判断できないことから、施行前にその範囲を検討・確定しておくことが必要です。
□　③　就業規則等の見直し	・施行時点で実施済みでない場合、施行後支障が生じることが想定されます。
□　④　採用募集要項の見直し、 採用過程での性犯罪前科の事前確認	法に基づく防止措置として雇用管理上の措置（配置転換、内定取消等。当該措置を講ずることは法律上の義務）を行う場合等において、労働法制等を遵守した対応を行い、事業者と従事者の間でのトラブルを防止するために、対応しておくことが望ましいです。
□3　安全確保措置の実施のための体制整備	－
□　①　性暴力事案の疑い発生時の 報告・対応ルール策定・周知	・施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります。
□　②　相談体制の整備 （相談窓口設置・周知等）（※）	・施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります。
□　③　従事者向け研修の計画策定・実施（※）	・施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。 対象従事者に研修を受講させることは法律上の義務です。研修を受講させる時期については、ガイドラインにおいて、法の施行の際現に児童等に接する業務に従事させている者には、原則として、施行前に研修を受講させる必要があると示しています。
□4　情報管理措置	－
□　①　情報管理規程の作成、 規程に沿った情報管理体制の整備	・施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります。

※　教員性暴力等防止法や同法に基づく指針、保育士性暴力等防止基本指針で求められている措置が講じられていれば、当該措置と重複する内容については、基本的には同様の措置を講じる必要はありません。15

28

（28ページ目）
「法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト」の各項目についての基本的な考え方
について、
施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります　や
施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。
となりますので、ご注意ください。

3. 人員、設備及び運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

（児童対象性暴力等の防止）
第46条　指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

解釈通知　(36) 児童対象性暴力等の防止
（略）児童対象性暴力等を防止するため、指定児童発達支援事業者は以下の安全確保措置を講じなければならない。
① 早期把握のための措置
② 相談体制の整備に関する措置
③ 児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための、指定児童発達支援事業所の従業者に対する研修の受講
④ 指定児童発達支援事業所の従業者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるとき、その事実の有無及び内容についての調査
⑤ 障害児が指定児童発達支援事業所の従業者による児童対象性暴力等を受けたと認めるとき、その障害児の保護及び支援のための措置
⑥ 指定児童発達支援事業所の従業者により、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるとき、当該従業者を指定児童発達支援の業務に従事させない等の必要な措置

29

（29ページ目）
3　人員、設備及び運営に関する基準
国の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令においても、こども性暴力防止法について、基準が追加されています。基準を遵守するようにお願いします。

さいごに

こども家庭庁ホームページ

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）　https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども家庭庁ホームページには、下記資料が掲載されています。ご確認ください。

・概要、業務事業者用準備ガイド
・こども性暴力防止法の概要を説明する全国説明会動画
・準備を進めるうえで、より具体的な準備ガイドの「参考資料」
・「従業者向け研修教材」
・「各種ひな型」「参考例」
・こども性暴力防止法施行ガイドライン　※詳細な法律の解説
・こども性暴力防止法に関する Q & A

1．こども性暴力防止法について（概要）※令和8年3月18日に掲載資料を更新　**P. 3 ～ 13**

2．義務事業者用準備ガイド（Ver.1.2）　**P. 14 ～ 28**

3．人員、設備及び運営に関する基準　**P. 29**

30

（30ページ目）
さいごに
こども家庭庁ホームページには、ここで、紹介した資料をはじめ、「従業者向け研修教材」や「各種ひな型」「参考例」が掲載されています。
準備をすすめるうえで、参考となりますので、ぜひご確認いただき、令和8年12月25日の法律施行に向けた準備をすすめていただくようにお願いします。
より詳細なこども性暴力防止法施行ガイドライン　や
こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａ　も掲載されていますので、ご確認ください。

ご清聴ありがとうございました。